

# 静岡県教育委員会

## 議事録

平成 28 年度 第 11 回定例

9 月 5 日 (月)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 28 年 9 月 5 日に教育委員会第 11 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 28 年 9 月 5 日 (月) 開会 13 時 15 分  
閉会 16 時 00 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀  
委 員 加 藤 文 夫  
委 員 溝 口 紀 子  
委 員 斉 藤 行 雄  
委 員 興 直 孝  
委 員 渡 邊 靖 乃

事務局 (説明員) 杉 山 行 由 教育次長  
水 元 敏 夫 教育監  
北 川 清 美 理事兼教育総務課長  
福 永 秀 樹 理事兼健康体育課長  
小野田 裕 之 教育政策課長  
本 村 勉 情報化推進室長  
遠 藤 宗 男 人権教育推進室長  
長 澤 由 哉 財務課長  
南 谷 高 久 福利課長  
林 剛 史 義務教育課長  
太 田 修 司 義務教育課人事監  
洪 谷 浩 史 高校教育課長  
山 崎 勝 之 特別支援教育課長  
山 本 知 成 社会教育課長  
赤 石 達 彦 文化財保護課長  
奥 村 篤 篤 静岡教育事務所長  
山 本 裕 祥 静岡西教育事務所長  
河原崎 全 中央図書館長  
奈良間 一 博 総合教育センター次長  
織 田 敦 高校教育課参事  
小 粥 康 之 高校教育課主査

#### 4 その他

(1) 第 23～25 号議案は、原案のとおり可決された。

(2) 報告事項 1 は了承された。

#### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

6 月 8 日、6 月 21 日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認し

ているので朗読は省略する。

今回の議事録の署名は、私のほか、斉藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。

第 23 号議案は 9 月県議会定例会に提出前の案件であるため、24、25 号議案、報告事項 1 は人事案件であるため非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは、非公開案件から審議を始め、第 23、24、25 号議案及び、報告事項 1 は非公開とする。

**<非>第 23 号議案 平成 28 年 9 月県議会定例会に提出する議案**

教 育 長： 「第 23 号議案 平成 28 年 9 月県議会定例会に提出する議案」について、長澤財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 債務負担行為の変更であるが、8,200 万円増額されている理由は何か。

財 務 課 長： 敷地内に雨水をためておく貯留施設を整備する必要が発生したためである。

溝 口 委 員： 想定できなかつたのか。

財 務 課 長： 当初は排水路で対応できると考えていたが、詳細な調査の結果、容量が不足していることが判明したため、貯留施設を設けることとなった。工事費の増額だけでなく期間も延長されるので、設定期間も延長している。

加 藤 委 員： 溜まった雨水を再利用する施設となるのか。

財 務 課 長： そうではない。一時的に敷地内に貯留し、少しずつ敷地外へ排水する設備となる。

加 藤 委 員： 最近の近代的なビルでは、敷地内で降った雨水を貯めて中水道として水洗トイレ等に利用して水道量を節減している。

興 委 員： 4 点質問と意見がある。1 点目は 2 ページ (1) 予算額であるが、予算の現金化分しか表記されていない。通常は債務負担予算も含めた予算なので、冒頭にマル債を表記して、(3) で債務負担行為の内訳が表記される。今後は最初の予算額にマル債の数字も含めるようにすると全貌が見えてくるので、検討をしてほしい。2 点目は (2) 事業概要であるが、全体として「何々をする」と書いてあるが、例えば熊本・静岡防災教育交流事業費の備考欄は「避難所支援に取り組んだ被災地中学生を本県に招き、」の後に「防災教育の実践につき」のような言葉を追記したほうがインパクトがあるのではと思う。3 点目は高校生国際教育旅行推進事業費であるが、県立高校で海外への教育旅行を実施していない学校は全体のうち何校あるのか。

- 高校教育課長： 92校高等学校はあるが、修学旅行として海外へ行っている学校、学科単位や希望者を募った教育旅行ということで10～20名程度の旅行を設定している高校を除くと59校となる。
- 興 委 員： 今回の500万円は59校のうち、何校程度を想定しているのか。また、なぜ台湾なのか。
- 高校教育課長： 想定では59校のうち20校程度は海外へ行かせたいと考えている。台湾は東南アジアを考えた場合、中国や韓国であると外交や安全面で問題があるが、台湾は外交や安全面の問題が少なく、非常に親日であることが勧めやすい点である。また、新聞報道にもあったが、知事が台湾にプロモーションに行って台湾の修学旅行連盟の会長と会って修学旅行促進を約束した。そのような背景もあり、県として台湾全体の事業を補正予算で上げているそのひとつである。
- 興 委 員： 知事の台湾に対する取組みの姿勢ということなのか。これまで静岡県は中国の浙江省と関係が深かったが、どの程度の高校が修学旅行で浙江省に行っているのか。
- 高校教育課長： 1校も行っていない。
- 興 委 員： 静岡県は中国へパイプを持っているが、計画はあるのか。
- 高校教育課長： 中国は上海に駐在事務所がある。海外インターンシップは中国コースを設定して、去年は広州の工場に行っている。社会教育課で浙江省と交流しているが、高校生では中国となると保護者の理解を得るのが難しい。
- 興 委 員： 静岡県は浙江省とパイプを持っているので、その活用について、今後、検討してほしい。4点目は(3)②三ヶ日青年の家の管理運営に係る協定である。追加とあるのは新たに追加の現金化ということでないのか。
- 財 務 課 長： 債務負担行為を新たに追加するという意味である。
- 興 委 員： 本年度分は現金化しないということか。
- 財 務 課 長： そうである。来年度以降からスタートする。
- 溝 口 委 員： 三ヶ日青年の家の指定管理契約であるが、5年契約となるのか。事業内容も変わってきたと思うので、この金額が適正なのか説明してほしい。
- 加 藤 委 員： 前回の委員協議会で説明があった。
- 社会教育課長： 単年度で1億1,770万円の5か年となる。従前は海洋活動を停止していたので、その分が上乗せされた金額となる。
- 加 藤 委 員： 前回、契約そのものは了解している。
- 興 委 員： 債務負担行為額を記載するのは、予算化の際、議会として多年度に亘って契約をしなければならない事項について、その承認の枠内で、毎年度締結していく契約だが、内容として次年度以降に及ぶ必要性のある債務とは何か。
- 財 務 課 長： 設置管理条例で県として指定管理者を指定することになっている。指定管理の実施に当たっては議決を得ることが規定されている。その指

定管理の期間として5年を設定している。議案を提出するためには指定管理料として支払う金額を事前に示す必要があるので、債務負担行為の設定をする。

興 委 員： 指定管理者制度全体としては、「何年間に渡って総額いくら」という契約になるのか。

財 務 課 長： そうである。

興 委 員： 法的にそういった制約があるのか。

加 藤 委 員： そのようにしないと応募者がいない。毎年管理者が変わる可能性がある、事業として成り立たないので契約者がいなくなる。よって、3年から5年程度を保証している。

興 委 員： 指定管理者制度は前提条件がそうなっているのか。

財 務 課 長： 必ずしも複数年契約しなければいけないわけではない。加藤委員御指摘のように管理者として施設運営の工夫をしていかなければならず、中長期的に見た中でコストダウンを図っていく。複数年契約を結んだ方が、指定する側もされる側も都合がよい。

興 委 員： 考え方はわかるが、加藤委員が指摘したことは教育委員会で審議されたのか。

加 藤 委 員： 以前に議論されている。その前例を踏襲されているので、その都度議論されているわけでない。

興 委 員： 記憶が定かでないので後ほど議事録を確認させてほしい。

斉 藤 委 員： 指定管理料の5億8,850万円は最初に全額支払うわけではなく、毎年1億1,770万円を支払うのか。

財 務 課 長： そうである。

溝 口 委 員： 新しい指定管理者のスタートにおいて、万が一のことがあった場合、契約期間の途中でも契約が中断して、指定管理者が変更になる場合があるのか。

社会教育課長： 前提として今回の三ヶ日フィールドパートナーズは新規でなく継続契約となる。事故当時は小学館集英社プロダクションでありその後現在の三ヶ日フィールドパートナーズに変わって、3年契約満了後、継続で今回の契約となる。事故があった場合の対応についてであるが、契約書（案）が手元に無いので確認し、改めて回答する。

溝 口 委 員： 今回、本格的に海洋活動が再開するが、5年契約の期間中に見直しが求められた場合、対応できるのか。

社会教育課長： 外部評価委員会において毎年度、事業内容のチェックをした上で、その内容を来年度以降の運営に反映する仕組みである。5年間の事業積算をした上での費用となる。

溝 口 委 員： 安全に運営するための予算であれば納得する。事故が無いように監視と指導ができる体制であればよい。

興 委 員： 今までもそういった配慮の元に契約はされてきていると思う。指定管理者の責務が規定されており、それに反する場合は契約を反故にできるという条項があると思う。重要なポイントなので後で回答するので

はなく、この会議中での確認を求める。

齊藤委員：こちらから契約を解除できる条項も必要だが、相手側から放棄する可能性もある。双方が可能なように契約条項があるのではないかと思う。

加藤委員：5年は長いのでこちらだけでなく相手側にもリスクはある。ほとんどが人件費で、政府も人件費を上げていこうとしている中で、5年経過すると10パーセント程度、人件費が上がっていても不思議ではない。そのような時に経営ができるかどうかについて確認をとらないとならない。

社会教育課長：興委員から御指摘のあった三ヶ日青年の家の指定管理契約のうち、契約解除の条項についてと契約期間が5年となる点についてである。契約解除に関しては、今回の募集要項の中で事業の継続が困難になった場合における措置に関する記載があり、今後、締結する協定書の中で正式な文案は作成することになるが、現行の協定書をほぼ引き継ぐ形になると思う。現行の協定書では1章を設けて指定の取り消しについて定めている。県側が取り消しできる場合と費用的な弁償についても明記している。齊藤委員から御指摘のあった運用側が指定管理業務の継続が困難になった場合について、明確な規定はないが、疑義については双方協議の上で対応するとあるので、この中で協議して決めていく形となる。

興委員：協定書の文言を読んでほしい。

社会教育課長：第60条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙に対する指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。(1) 本協定の定めるところに従って甲が相当な猶予期間を定めて改善措置を講ずることを勧告したにもかかわらず、当該猶予期間を経過してもなお、当該勧告の原因理由の改善がなされない場合(2) 乙が本業務の遂行を放棄した場合(3) 乙の責に帰すべき事由により、本協定上の乙の義務の履行が不能となった場合(4) 前3号に掲げる場合のほか、乙の責に帰すべき事由により、乙が本協定に基づく乙の義務を履行しない場合において、甲が相当な猶予期間を設けて履行の催告を行ったにもかかわらず、当該猶予期間内に当該義務の履行がなされないとき(5) 第42条の規定により甲に提出された利用状況年次報告書の重要な記載に虚偽があった場合(6) 乙の代表団体に係る破産又は清算のいずれかの手続について、乙の社員総会でその申立等を決議した場合若しくはその申立等がされた場合又は乙が支払不能若しくは支払停止となった場合(7) 前各号に定めるもののほか、乙が指定管理者として本施設の管理を継続することが適当でないと甲が認めた場合、という規程がある。

加藤委員：最後の7号は全てを網羅している。

齊藤委員：乙側から解約する場合はどうなるのか。

社会教育課長：県側からの規定はあるが、指定管理者側からの契約解除についてははっきり明記していない。ただ、疑義についての協議という条項があり、そこでは、本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協

定に定めのない事項については、甲乙誠実協議の上、これを定めるものとする、という条項があるので、これに基づいて相談し、継続が難しいということになれば契約解除する手続きになると思う。もう1点、契約期間5年についてであるが、指定管理に関して平成24年度から原則として5年で契約することとなっている。先行して指定管理者制度を導入した朝霧野外活動センターについて、1期目となる平成19年度から21年度は3年の契約期間であったが、22年度からの契約期間は5年である。なお、過去の経緯を確認したが、3月のその他報告により書面にて配付している。書面には5年とする明確な記載は無いが、8月23日のその他報告で契約期間を5年としたいと報告している。

興 委 員： 県における審議は一般的にどのようなになるのか。

教 育 次 長： 私の記憶では行政改革課が指定管理制度について管理しており、法律上の規定はなく、指定管理に関するガイドラインによっている。例えば新規に指定管理を指定したものについて、まずは3年で成績を見ようとなっている。その次の更新について、競争で決めたもの、若しくは3年が満了し更新して指定管理を継続する場合には、指定管理者の経営の安定性も考慮して5年となっている。

興 委 員： 他に指定管理を受けている案件を知っているが、5年は長い。3年から5年になったということだが、5年となれば計画的に経営できるし、方向性を出すことはできる。

教 育 長： 他に質疑はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第23議案を原案どおり可決する。

#### **<非>第24号議案 教職員の懲戒処分について**

※非公表

#### **<非>第25号議案 教職員の懲戒処分について**

※非公表

#### **<非>報告事項1 指導力不足教員審査委員会審査結果**

※非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成28年度第11回教育委員会定例会を閉会とする。